

社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会評議員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会の評議員の選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評議員の定数)

第2条 評議員は18名以上23名以内とする。

(選任方法)

第3条 評議員の選任は、社会福祉事業に関心を持ち又は学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者及び次の組織・団体の中から理事会の推薦を受けて、評議員選任・解任委員会の承認を経て、会長が委嘱する。

地区社会福祉協議会

住民自治組織

ボランティア団体

民生委員・児童委員

社会福祉施設・団体

厚生保護事業施設及・団体

保健・医療・教育・労働その他関連分野の機関

学識経験者

その他地域福祉推進に必要な団体

2 評議員に欠員が生じたときは、速やかに前項の手続きを経て補充しなければならない。

附 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

この規程は、平成10年9月29日から施行する。

この規程は、平成14年3月28日から施行する。

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

(平成18年9月20日の定款変更に伴う条項の変更によるもの)

この規程は、平成20年9月22日から施行する。

この規程は、平成26年5月26日から施行し、平成26年10月1日より適用する。

この規程は、平成28年12月15日から施行する。